

自主的避難等に係る損害（子供・妊婦以外）の賠償対象について

本資料は、審査会における議論のために整理したものであり、最終的に決定されるべき中間第五次指針追補の内容等について予断を与えるものではない。また、例示は典型的な場合を掲げており、必ずしも賠償対象についてすべての場合を示しているものではない。

自主的避難等に係る損害（子供・妊婦以外）の賠償対象は、自宅の所在地により、以下の2つに分けられる。

1. 自主的避難等対象区域内に自宅があった者

・賠償対象（避難したか否かを問わない）。

2. 避難指示等対象区域内に自宅があった者（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）

・賠償対象には、以下の場合がある。

(1) 中間指針の精神的損害を賠償されていない期間につき、新たに賠償される場合

例) 緊急時避難準備区域に滞在し続けた者の4月23日以降の部分

(参考) 緊急時避難準備区域が屋内退避区域であった期間（4月22日まで）については、既に精神的損害として10万円の賠償が認められている。

(2) 中間指針の精神的損害を賠償されている期間につき、追加的に賠償される場合

→自主的避難等対象区域内に避難した期間（本件事故発生当初の時期以外で【平成23年12月】まで）につき賠償対象となる。

例1) 警戒区域から自主的避難等対象区域に避難した者

例2) 緊急時避難準備区域から自主的避難等対象区域に6月19日までに避難を開始した者

※どちらも事故発生当初の期間を除く。

(参考) 実際に避難した期間について、既に精神的損害として月額10万円の賠償が認められている。

注) 人によっては(1)及び(2)のいずれにも該当する場合がある。